

まちアップ支援事業実施要綱
まちアップ支援事業専門家派遣事業実施要領
まちアップ支援事業専門家派遣事業審査要領
まちアップ支援事業まちづくり専門家会議実施要領

令和7年4月1日

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター

■もくじ

●まちアップ支援事業実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・	1-1
・(参考) 推進調査支援事業の統合のイメージ・・・・・・・・	1-3
●まちアップ支援事業専門家派遣事業実施要・・・・・・・・	2-1
・別表1 事業実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・	2-3
・別表2 アドバイザー派遣申請書及び完了報告書に添付する資・・・・・・・・	2-3
・別表3 コンサルタント派遣申請書に添付する資料・・・・・・・・	2-3
・様式(申請書等)・・・・・・・・・・・・・・・・	2-4
●まちアップ支援事業専門家派遣事業審査要領・・・・・・・・	3-1
●まちアップ支援事業専門家会議実施要領・・・・・・・・	4-1

(公財)兵庫県まちづくり技術センター

まちづくり推進部まちづくり支援課

〒650-0023 神戸市中央区栄町通6丁目1-21 神明ビル5階

TEL 078-367-1262 FAX 078-367-1229

ホームページ <http://www.hyogo-ctc.or.jp/machicen/>

Eメールアドレス machicen@hyogo-ctc.or.jp

まちアップ支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 本要綱は、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター(以下「センター」という。)が実施するまちアップ支援事業(以下「本事業」という。)について、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 センターが行うまちづくり活動への支援の一環として、住民の参画と協働によるまちづくりについて市町の取り組みを支援するために本事業を実施する。

(事業の内容)

第 3 条 本事業は以下の事業を行う。

(1) 専門家派遣事業

① アドバイザー派遣

② コンサルタント派遣

(2) まちづくり専門家会議

(専門家派遣事業)

第 4 条 前条に定める専門家派遣事業は、市町からの申請により、まちづくりに取り組む住民及びまちづくりを進める市町に専門家を派遣する。

2 前項の事業の実施内容及び実施方法は、まちアップ支援事業専門家派遣事業実施要領に定める。

(審査)

第 5 条 センターは、第 4 条により申請があったときは、当該地区への本事業の実施の適否について審査を行う。

2 前項の審査の方法等は、まちアップ支援事業専門家派遣事業審査要領に定める。

(市町の責務)

第 6 条 本事業は、市町への技術支援であり、市町は本事業の実施について自らの役割を十分に理解し、支援に必要な資料等の入手、住民等(地区住民、地権者等及びそれらによる組織)への対応や会合の調整など本事業が円滑に実施できるよう努めなければならない。

(まちづくり専門家会議)

第 7 条 第 3 条に定めるまちづくり専門家会議は、専門家派遣による市町のまちづくり支援のさらなる充実を図ることを目的に、市町職員が参加する会議を開催し、市町職員が専門家の取り組みについて理解を深める場、情報交換の場を提供する。

2 前項の会議の実施内容及び実施方法は、まちアップ支援事業まちづくり専門家会議実施要領に定める。

附則

1 この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

2 まちづくり推進支援事業実施要綱及び同事業に関する支援地区選定要領、同事業取扱い要領は令和4年3月31日をもって廃止する。

3 まちづくり推進支援事業要綱に基づき支援を決定し支援を継続することとなっている地区については本要綱により支援を継続する。

附則

1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

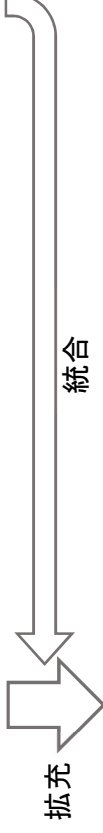
附則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

まちアツプ支援事業の改訂（推進調査支援事業の統合のイメージ）

■ 現行

	専門家派遣事業	推進調査事業
事業内容	(アドバイザー派遣) ○まちづくり初期の支援 ・住民有志と市町による勉強会 ・今後の展開方法の検討 ・地区住民への呼びかけ (コンサルタント派遣) ○まちづくりの計画作成・合意形成の支援 ・地区の現況・課題の調査 ・まちづくり方針の検討 ・まちづくり計画の検討	事前調査 ・事業化検討地区の前提条件調査（土地利用制限・開発条件等） ・勉強会等開催支援 基本調査 ・現況把握・整備課題の整理 ・まちづくりの目標と基本方針の設定支援 ・まちづくり基本構想の作成支援
対象事業	まちづくり計画全般	土地区画整理事業等の事業化検討
支援対象	住民団体	市町
支援方法	コンサルタント委託	直営またはコンサルタント委託



■ 改訂

	専門家派遣事業	
事業内容	(アドバイザー派遣) ○まちづくり初期の支援 ・立上げ支援（勉強会や組織化支援等） ・初期期支援（課題や将来像の共有） ・まちづくり講習会・研修会 (コンサルタント派遣) ○まちづくりの計画作成・合意形成の支援 ・地区の現況・課題の調査・整理 ・まちづくり方針の検討・設定 ・まちづくり計画の検討（概算事業化検討支援含む）	
対象事業	まちづくり計画全般	
支援対象	市町または住民団体	
支援方法	直営またはコンサルタント委託	

まちアップ支援事業専門家派遣事業実施要領

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要領は、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター(以下「センター」という。)がまちアップ支援事業実施要綱第 3 条に基づき行う、専門家派遣事業の実施に関して必要な事項を定める。

(事業の実施)

第 2 条 専門家派遣事業は、センターの予算の範囲内で実施する。

第 2 章 事業の対象範囲と事業実施内容

(事業の対象範囲)

第 3 条 支援地区は、政令指定都市を除く市町を対象とする。

(専門家派遣事業の実施内容)

第 4 条 専門家派遣事業の内容は、別表 1 のとおりとする。

第 3 章 アドバイザー派遣

(派遣専門家)

第 5 条 アドバイザー派遣を行う専門家は、センターが設置するまちづくり専門家バンク登録者とする。

(申請)

第 6 条 アドバイザー派遣を受けようとする市町は、別途定めるまちアップ支援事業専門家派遣事業審査要領に基づいて審査し、アドバイザー派遣申請書(様式第 1 号)に別表 2 に掲げる必要な書類を添えて、センターに提出する。

(派遣決定)

第 7 条 センターは、前条の申請について、その内容が適当と認められる場合は、専門家の派遣を決定し、アドバイザー派遣決定通知書(様式第 2 号)により、派遣申請した市町に通知する。

2 センターは、派遣決定したアドバイザーに対し、アドバイザー派遣通知書(様式第 3 号)により通知する。

(派遣報告)

第 8 条 派遣したアドバイザーと派遣を受けた市町は、派遣終了後、アドバイザー派遣報告書(様式第 4 号)に別表 2 に掲げる必要な書類を添えて、センターに提出しなければならない。

2 派遣を受けた市町は、前項の報告書とともに、今後の取り組み等に関する調書(様式第 5 号)を提出しなければならない。

(報酬の支払)

第 9 条 センターは、前条第 1 項の報告書及び同第 2 項により提出のあった書類により、派遣実施の内容を確認し、別表 1 に定める派遣の報酬をアドバイザーの請求により支払う。

第 4 章 コンサルタント派遣

(派遣専門家)

第 10 条 コンサルタント派遣を行う専門家は、センターが設置するまちづくり専門家バンク登録者が所属するコンサルタントとする。

(申 請)

第 11 条 コンサルタント派遣を受けようとする市町は、コンサルタント派遣申請書(様式第 6 号)に別表 3 に掲げる必要な書類を添えて、センターに提出する。

(派遣決定)

第 12 条 センターは、前条の申請について、別途定めるまちアップ支援事業専門家派遣事業審査要領に基づいて審査し、専門家派遣が適当と認められる場合は、専門家の派遣を決定し、コンサルタント派遣決定通知書(様式第 7 号)により市町に通知する。

2 センターは、派遣決定したコンサルタントに対し、コンサルタント派遣通知書(様式第 8 号)により通知する。

(派遣の委託契約)

第 13 条 センターは、コンサルタントと派遣業務について、委託契約を締結する。

2 派遣決定の内容の変更等により、委託契約の内容に変更が必要なときは、契約の変更を行う。

(派遣報告)

第 14 条 派遣を受けた市町は、派遣が完了したときは、コンサルタント派遣報告書(様式第 9 号)をセンターに提出しなければならない。

2 派遣を受けた市町は、前項の報告書とともに、今後の取り組みに関する調書(様式第 5 号)を提出しなければならない。

(派遣完了の確認)

第 15 条 センターは、派遣コンサルタントより委託契約に基づき提出される成果品、前条第 1 項の報告書及び同第 2 項により提出のあった書類により、派遣業務の完了を確認する。

第 5 章 事前アドバイス

(事前アドバイス)

第 16 条 センターは、市町から本専門家派遣事業の活用について相談があったときは、適切な支援が受けられるよう、活用方法及び申請の内容等についてアドバイスする。

2 前項のアドバイス内容は事前アドバイス記録シート(様式第 10 号)に記入する。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附則

1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 まちアップ支援事業推進調査事業実施要領は令和 7 年 4 月 1 日をもって廃止する。

別表 1(第 4 条、第 8 条関係)

<p>事業実施内容</p> <p>①アドバイザー派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣対象：住民等で構成される住民団体、または官民協働のまちづくりを進めようとする市町。 または小中高校などの教育機関。 ・派遣内容：初動期におけるまちづくり活動を円滑に実施するために行う勉強会等にまちづくり専門家を派遣し、まちづくりの取り組みを支援する。 まちづくりのきっかけや知見を広めるための講演会や研修会へ講師を派遣する。 ・派遣回数：1 地区 5 回以内を基本とする。ただし、地区の状況や支援内容に応じて、派遣する専門家は複数とすることができ、回数を追加することができる。 ・派遣報酬：センターが負担する。50,000 円/人・回とする。ただし、派遣地区が遠隔地(西播磨・但馬・丹波)の場合は、70,000 円/人・回とする。 <p>②コンサルタント派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣対象：支援地区内の住民等で構成される住民団体、または対象地区での官民協働のまちづくりを進めようとする市町。 ・派遣内容：住民主体のまちづくりを行おうとする住民団体に対し、まちづくりの取り組みを支援し、まちづくり構想等の立案を行う。 まちづくりを進めようとする市町に対し、市町が委託するのに必要となる資料作成や計画づくりの導入部の作成。 ・派遣費用：センターが費用を負担し派遣コンサルタントと委託契約を行うことができる。200 万円を上限とする
--

別表 2 (第 6 条、第 8 条関係)

<p>アドバイザー派遣申請書及び完了報告書に添付する資料</p> <p>【派遣申請】 (第 6 条)</p> <p>〈申請者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣地区位置図：市町域全図(1/50,000~100,000 程度, A3 版に収まるもの)に記載 ・派遣地区区域図：地形図(1/2,500~10,000 程度, A3 版に収まるもの)に記載 ・専門家派遣受入体制：派遣対象が市町の場合 ・住民団体の構成員名簿：派遣対象が住民団体の場合 <p>【完了報告】 (第 8 条)</p> <p>〈申請者・専門家の連名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣実施時資料等：実施にあたって使用した資料・配布した資料等 ・実施状況写真：集会等のようすが分かる写真(主な回)
--

別表 3 (第 11 条関係)

<p>コンサルタント派遣申請書に添付する資料</p> <p>【派遣申請】 (第 11 条)</p> <p>〈申請者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣地区位置図：市町域全図(1/50,000~100,000 程度, A3 版に収まるもの)に記載 ・派遣地区区域図：地形図(1/2,500~10,000 程度, A3 版に収まるもの)に記載 ・専門家派遣受入体制：派遣対象が市町の場合 ・住民団体の構成員名簿：派遣対象が住民団体の場合

まち技 第 号
令和 年 月 日

市町長 様

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター
理 事 長

アドバイザー派遣決定通知書

令和 年 月 日付、 第 号 による申請について、下記のとおりアドバイザーの派遣を決定しましたので通知します。

記

1 派遣地区 市・町 地区

2 住民団体

3 派遣アドバイザー

氏 名

<連絡先>

4 派遣期間(回数)

令和 年 月頃 ～ 令和 年 月頃(回)

まち技 第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター

理 事 長

アドバイザー派遣通知書

アドバイザーとして、下記のとおり派遣することを決定しましたので通知します。

記

1 派遣地区 市・町 地区

2 住民団体
名 称
代表者氏名

3 依頼内容

4 市町担当

担当課・係 担当者職・氏名

連絡先(電話番号・メールアドレス)

アドバイザー派遣報告書

令和 年 月 日

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター
理 事 長 様

市町長

(派遣アドバイザー)
住所(所在地)

氏 名
(電話)
(電子メールアドレス(任意))

アドバイザー派遣の実施内容について、下記のとおり報告します。

記

派 遣 先	市・町 地区 住民団体:名称・代表者氏名
派 遣 日 時	回目 令和 年 月 日 回目 令和 年 月 日 回目 令和 年 月 日
市町担当	担当部署 担当者職・氏名
用 務 の 概 要	

まちアップ支援事業 今後の取り組み等に関する調書

● 支援地区の概要

市町名		地区名	
担当課		担当者	
派遣内容	<input type="checkbox"/> アドバイザー派遣 <input type="checkbox"/> コンサルタント派遣		

● 支援事業の活用について

・事業の活用の経緯	<input type="checkbox"/> この支援事業の活用をすぐに思いついた <input type="checkbox"/> センターに相談したら紹介された <input type="checkbox"/> その他()
-----------	---

● 事前アドバイスの活用について

・事前アドバイスの活用	<input type="checkbox"/> 活用しなかった <input type="checkbox"/> 活用した
(活用したとき)	<input type="checkbox"/> 支援事業の申請に当たり課題を整理した <input type="checkbox"/> まちづくり専門家バンクの情報を参考にした

● 支援事業の実施について

・活用の効果	<input type="checkbox"/> あり(大) <input type="checkbox"/> あり(中) <input type="checkbox"/> あり(小) <input type="checkbox"/> なし
・専門家のマッチング	<input type="checkbox"/> 優 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
・派遣の回数(アド派遣)	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> やや過大 <input type="checkbox"/> やや不足 <input type="checkbox"/> 不足
・派遣の成果品(コン派遣)	<input type="checkbox"/> 優 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
・自由記述	

● 今後の取り組みについて

・支援事業による成果
・成果を踏まえた次ステップの取り組み
・取り組みの展望
・取り組み体制
・次年度以降の必要な支援
・自由記述

まち技 第 号
令和 年 月 日

市町長 様

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター
理 事 長

コンサルタント派遣決定通知書

令和 年 月 日付、 第 号 による申請について、下記のとおりコンサルタントの派遣を決定しましたので通知します。

記

1 派遣地区 市・町 地区

2 住民団体

3 派遣コンサルタント

会社・事務所

担当者

<連絡先>

4 派遣期間

令和 年 月頃 ～ 令和 年 月頃

まち技 第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター

理 事 長

コンサルタント派遣通知書

コンサルタントとして、下記のとおり派遣することを決定しましたので通知します。

記

1 派遣地区 市・町 地区

2 住民団体
名 称
代表者氏名

3 依頼内容

4 市町担当

担当課・係
電話番号

担当者職・氏名

コンサルタント派遣報告書

令和 年 月 日

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター
理事長様

市町長

令和 年 月 日付まち技第 号で派遣決定を受けた、コンサルタント派遣が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 派遣地区

_____市・町_____地区
住民団体_____

2 派遣コンサルタント

会社・事務所: _____
担当者氏名 : _____

3 業務概要

経過(派遣月日・協議内容等を記入して下さい)	
月 日	協議内容等(例:役員会・まちづくり課題について)
成果・進捗状況等	
市町担当	担当部署 担当者職・氏名

まちアップ支援事業 事前アドバイス記録シート

				起案	令和 年 月 日
				決裁	令和 年 月 日
部長	次長	課長	担当参事	起案者	
				所属 氏名	

● 相談地区の概要

相談日				対応者		
相談者	市町		所属		担当者	
地区名						
地区の状況 (土地利用制限)	<input type="checkbox"/> 都市計画区域(市街化区域)		<input type="checkbox"/> 都市計画区域(非線引,用途指定)		<input type="checkbox"/> 都市計画区域(非線引,用途未指定)	
	<input type="checkbox"/> 都市計画区域(市街化調整区域)		<input type="checkbox"/> 都市計画区域(非線引,用途未指定)		<input type="checkbox"/> 都市計画区域外	
地区の状況 (概要課題等)						
市町の支援 (支援制度等)						
市町の方針						

● 支援の内容

<input type="checkbox"/> 研修会、勉強会への講師		<input type="checkbox"/> 住民参加のまちづくり立ち上げ	
<input type="checkbox"/> まちづくり計画(規制、誘導、土地利用)		<input type="checkbox"/> まちづくり計画(将来像、地域活性化、魅力向上)	
<input type="checkbox"/> 景観形成、町並み整備		<input type="checkbox"/> 住環境整備・防災まちづくり	
<input type="checkbox"/> 空き家等再生活用		<input type="checkbox"/> その他()	
<input type="checkbox"/> 市街地整備事業(密集市街地整備、再開発、土地区画整理)			
具体の要望			

● 事前アドバイス内容

日時				対応者		
アドバイス先(市町担当部局・担当者)						
活用事業	<input type="checkbox"/> アドバイザー派遣		<input type="checkbox"/> コンサルタント派遣		<input type="checkbox"/> 非活用	
申請予定	令和 年 月 頃		支援開始予定	令和 年 月 頃		
特記事項						

まちアップ支援事業専門家派遣事業審査要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターが、まちアップ支援事業専門家派遣事業を実施するに際し、まちアップ支援事業実施要綱第 5 条に定める審査を適正に行うために必要な事項を定める。

(審 査)

第 2 条 審査は、まちづくり推進部長を座長とし、次長、まちづくり支援課長、景観担当参事及び座長が必要と認める者による部内協議により行い支援の当否を決定する。

2 審査の対象は次の各号とする。

- (1)まちアップ支援事業専門家派遣事業実施要領第 7 条及び第 12 条に基づく審査
- (2)その他座長が必要と認めた場合

(審査項目)

第 3 条 前条第 2 項第 1 号は、次に掲げる項目を総合的に判断して行う。

- (1)市町のまちづくりへの取り組み姿勢
- (2)住民のまちづくりへの取り組み機運
- (3)支援の必要性と効果
- (4)その他

(審査内容等の記録)

第 4 条 前条による審査の内容は、支援地区審査チェックシート(様式第 1 号)により記録し、保存する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

まちアップ支援事業 支援地区審査チェックシート

				起案	令和 年 月 日
				決裁	令和 年 月 日
部長	次長	課長	担当参事	起案者	
				所属 氏名	

● 支援申請の概要

申請日		事前アドバイスの有無	有 ・ 無
市町名		担当課	
地区名		現況等	

● 支援チェック項目

チェック欄	項 目	
<input type="checkbox"/>	市 町 の まちづくりへの 取り組み姿勢	(まちづくりの実現に向けた市町の取り組み姿勢)
<input type="checkbox"/>	住 民 の まちづくりへの 取り組み機運	(まちづくりにおける住民の取り組み機運)
<input type="checkbox"/>	支 援 の 必要性と効果	(支援の必要性と支援によりもたらせられると考えられる効果)
<input type="checkbox"/>	そ の 他	

● 支援概要

派 遣 方 針		支 援 期 間
<input type="checkbox"/> アドバイザー派遣	<input type="checkbox"/> コンサルタント派遣	令和 年 月 ~ 令和 年 月

まちアップ支援事業まちづくり専門家会議実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター(以下「センター」という。)がまちアップ支援事業実施要綱第3条に基づき行う、まちづくり専門家会議の実施に関して必要な事項を定める。

(まちづくり専門家会議の実施)

第2条 まちづくり専門家会議は、センターの予算の範囲内で実施する。

(まちづくり専門家会議の実施内容)

第3条 まちづくり専門家会議は、まちづくりに取り組む専門家による、専門家の取り組みの講演を主題とする。

2 市町職員がまちづくりの取り組みの知見を広める会議とする。

(講師)

第4条 講師は、まちづくり専門家バンクに登録された専門家とする。

2 講師には相応の謝金を支払う。

(参加者)

第5条 参加者は、原則として県市町の担当者及びまちづくり専門家バンク登録者とする。

(その他)

第6条 実施内容や方法は、各回状況に応じて定める。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

